

特例浄化槽工事業者届出後の留意事項について

(令和5年4月1日改訂)



- 1 特例浄化槽工事業者届出書の副本は、保管してください。
- 2 「浄化槽工事業者届出済票」を営業所及び浄化槽工事現場に掲示してください。
(法第30条、33条第2項、令第9条)・・・裏面参照
- 3 請け負った浄化槽工事について帳簿を事業年度ごとに作成し、その後5年間保存してください。(法第31条、33条第2項)・・・裏面参照
- 4 届出事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書(様式第12号)を提出してください。(法第33条第3項、令第12条)・・・下表参照
- 5 特例浄化槽工事業者については、浄化槽工事登録のような更新の手続きは不要ですが、建設業の許可は5年に1度の更新があり、その際に「許可番号」及び「許可年月日」が変わりますので、届出事項変更届出書を提出してください。(法第33条第3項、令第12条)
- 6 浄化槽工事業を廃止する場合は廃止の届出書を提出してください。(法第33条第3項)
- 7 浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。(法第29条第3項)
- 8 請け負った浄化槽工事ごとに帳簿を作成し、営業所ごとに備え、その後5年間保存してください。(法第31条、令第10条)・・・裏面参照

<表> 変更届出書(様式第12号)に下記の書類を添付して提出してください。

変更事項	添付書類
氏名・名称・住所・代表者氏名	登記事項証明書又は住民票抄本※
建設業許可業種・許可番号・許可年月日	許可を受けたことを証する書面
営業所の名称・所在地	登記事項証明書
浄化槽設備士の氏名及び設備士免状交付番号	設備士免状又は設備士証の写し、調書(様式第4号)、住民票抄本※

※ 住民基本台帳ネットワークシステムの運用開始により、住民票の添付を省略できるようになりました。その際は別紙様式を提出して頂くこととなります。詳しくは新潟県庁のホームページをご覧ください。

注) 法・・・浄化槽法
令・・・浄化槽工事業に係る登録等に関する省令

照会及び提出先
新潟県土木部監理課建設業室審査係
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1
TEL: 025-280-5387

<浄化槽工事業者届出済票（標識）>

- ① 浄化槽工事業を営む営業所及び浄化槽工事現場の全てに掲げなければならない。
- ② たて 25 センチメートル以上、横 35 センチメートル以上の大きさが必要となる。
- ③ 「浄化槽設備士の氏名」の欄について、営業所に掲げる標識には、当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名を記入し、浄化槽工事現場に掲げる標識には、実際にその工事現場に置かれる浄化槽設備士の氏名を記入する。

別記様式第 9 号（第 9 条関係）

← 35 センチメートル以上 →		↑ 25 センチ メートル以上 ↓
浄 化 槽 工 事 業 者 届 出 済 票		
氏 名 又 は 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
届 出 番 号	新潟県知事（届一 ） 第 号	
届 出 年 月 日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

<帳簿>

- ① 帳簿は、浄化槽工事業者の営業に関する事項を記入する書面で、浄化槽工事 1 件ごとに作成、整理し、保存しなければならない。
- ② 「工事請負金額」の欄には、当該浄化槽工事の最終的な請負金額の値を記入する。

別記様式第 10 号（第 10 条関係）

発注者の氏名又は名称	
発注者の住所	郵便番号（ - ） 電話番号 （ ）
施 工 場 所	
着工年月日及び 竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工 事 請 負 金 額	
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び免状 の 交 付 番 号	